

説明資料	未成年者飲酒禁止法による取締り状況等について	平成14年2月19日 警察庁
------	------------------------	-------------------

1 未成年者飲酒禁止法の改正等

○ 未成年者飲酒禁止法の成立

大正11年、未成年者を保護するために酒の害を取り除くという趣旨で、議員立法により成立。

○ 最近の改正

- ・ 平成12年12月改正

酒類の販売禁止違反に対する罰則の引上げ
(科料→50万円以下の罰金)

- ・ 平成13年12月改正

営業者であってその業態上酒類を販売又は供与する者は、年齢満20歳未満の者の飲酒の防止に資するため、年齢の確認その他の必要な措置を講ずるものとすることとしたもの。

※ 罰則なし

2 警察庁における取組み

○ 各都道府県警察への指示

改正の都度、改正の趣旨及び要点の周知徹底と、販売店等に対する働き掛けの強化、関係機関等との連携による街頭補導活動の強化、厳正な取締りの推進等を内容とした通達を発出。

○ 関係業界への働き掛けの実施

未成年者飲酒防止対策の一層の推進を図るため、平成12年、13年改正ともに、関係業界に対する関係省庁連名の要請文を発出。

(参考) 未成年者飲酒禁止法による検挙人員等

	平成9年	10年	11年	12年	13年
未成年者飲酒禁止法 (酒類の販売・供与)	79	55	67	82	82
風 営 適 正 化 法 (飲食店における酒類・たばこの提供)	332	300	356	201	224
少年の飲酒による補導人員	30,061	28,286	34,343	30,546	30,577